平成２９年（フ）第１９２号
愛知県江南市飛高町栄246番地
債務者　加藤　理恵（旧姓五藤）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２１１号
愛知県一宮市泉２丁目９番８号
債務者　内村美枝子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３６３５号
大阪府豊中市永楽荘３丁目11番32号
債務者　森田　敏充
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７４２号
大阪府寝屋川市池田２丁目11番55―303号
債務者　松宮あやめ
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７６２号
大阪府東大阪市吉田下島22―12　グランメールシマノ402、住民票上の住所大阪府東大阪市昭和町10番19号
債務者　柳生ひろみ
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３５号
大阪府寝屋川市御幸東町２番７号
債務者　細田千惠子（旧姓久留米）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８０号
堺市西区草部1009番地　７棟108号
債務者　ミヤタサイクルこと　宮田　英行
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２０号
堺市中区深井北町1544番地９　５号棟512号室
債務者　木村　華子（旧姓赤石）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２０４号
福岡県朝倉市甘木732番地１　エディフィシオ405号
債務者　久保山利勝
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２７６号
福岡市博多区築港本町７番14―313号
債務者　石原　久義
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２８３号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目11番地の１　モアグレイスワン203号
債務者　佐野美佐子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３号
岩手県大船渡市盛町字みどり町13番地５　県営住宅２号棟407号室
債務者　大泉　　茂
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４４号
岩手県大船渡市盛町字みどり町13番地５　県営住宅２号棟407号室
債務者　大泉喜代子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４６号
岩手県一関市狐禅寺字八郎沢５番地10、前住所岩手県大船渡市赤崎町字中井92番地17
債務者　炭釜　　修
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４７号
岩手県一関市狐禅寺字八郎沢５番地10、前住所岩手県大船渡市赤崎町字中井92番地17
債務者　炭釜みどり
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４９号
岩手県一関市東山町田河津字高金52番地３
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１７７号
北海道北斗市七重浜２丁目６番３号　サンルーカス共栄102
債務者　杉野　友星
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
函館地方裁判所